

羽曳野市市民税減免事務取扱要綱

制 定 平成 2 9 年 3 月 3 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号。以下「条例」という。)第 46 条に規定する市民税の減免(以下「減免」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第 2 条 条例第 46 条第 1 項の規定により減免の対象となる者、その減免額及び同条第 2 項に規定する減免を受けようとする事由を証明する書類は、別表第 1 に定めるところによる。

(減免手続等)

第 3 条 条例第 46 条第 2 項に規定する申請書は、市・府民税減免申請書(羽曳野市税条例施行規則(昭和 57 年羽曳野市規則 41 号)様式第 21 号)とする。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、別表第 1 及び別表第 2 を基準として審査を行い、減免の可否を決定し、市・府民税減免決定通知書(様式第 1 号)又は市・府民税減免不承認通知書(様式第 2 号)にてその旨を申請者に通知するものとする。

(減免の方法)

第 4 条 市長は、減免を行うときは、当該減免の申請日以後に納期限が到来する納期(申請日が属する年度内の納期に限る。)に納付すべき市民税について、別表第 1 に定める減免額を減免するものとする。

2 前項の規定により減免する市民税の全部又は一部が納付済みであるときは、当該納付済み額のうち、減免額を還付するものとする。

(減免事由の消滅)

第 5 条 条例第 46 条第 3 項の規定による申告は、市・府民税減免事由消滅申告書(様式第 3 号)により行わせるものとする。

2 減免を受けた事由が消滅しているにもかかわらず条例第 46 条第 3 項の規定による申告がなされないときは、市長は、当該減免を取り消し、その旨を市・府民税減免取消

通知書(様式第4号)により当該取り消された者に通知するものとする。

(減免額の納付)

第6条 市長は、減免を受けた者が偽りその他不正な方法により減免の決定を受けたことを知ったとき、前条第1項の申請があったとき又は同条第2項の規定による取消をしたときは、その減免額の全部又は一部を納付させるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、減免について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条―第4条関係)

区分	対象者	適用基準	減免額	証明書類
条例第46条第1項第1号に該当するもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者		当該年度納期未到来の所得割額及び均等割額の全額	生活保護受給証明書
条例第46条第1項第2号に該当するもの	ア 納税義務者本人の意思に反して職を失い、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による失業等給付の受給終了後において、なお無職であり、申請の時に所	別表第2に定める適用基準	当該年度納期未到来の所得割額の全額	1 解雇通知書等 2 雇用保険受給資格者証明書 3 廃業届等

	<p>得が皆無である者 (早期退職優遇制度によるもの、企業経営主体の交代による解雇、契約期間満了による解雇、定年ほか、自己都合退職、自己の責めに帰すべき理由による解雇は除く。)</p>			
	<p>イ 倒産、破産又は廃業により職を失い、申請の時に所得が皆無である者</p>			
<p>条例第 46 条第 1 項第 3 号に該当するもの</p>	<p>賦課日において所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 32 号に規定する勤労学生に該当する者</p>	<p>別表第 2 に定める適用基準</p>	<p>当該年度納期未到来の所得割額の 5 割</p>	<p>1 学生証の写し 2 学費の領収書の写し</p>
<p>条例第 46 条第 1 項第 5 号に該当するもの</p>	<p>災害等により身体又は資産に多大な損害を受けた者(保険金又は損害賠償金で補てんされた場合を除く。)</p>	<p>災害被害者に対する地方税の減免措置について(平成 12 年 4 月 1 日自治税企第 12 号自治事務次官通知)に準じ、当該原因の発生日以降、1 年以内に納期限が到来する税額</p>		<p>り災証明書等</p>
<p>条例第 46 条第</p>	<p>ア 長期の疾病又は負</p>	<p>別表第 2 に</p>	<p>当該年度納</p>	<p>医師の診断</p>

1 項第 6 号に該当するもの	傷により所得がない者 (疾病又は負傷により、90 日以上の入院又は自宅療養が必要となり、申請の時に所得が皆無である者をいう。)	定める適用基準	期未到来の所得割額の全額	書
	イ 賦課期日後、障害者(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。)となった者	別表第 2 に定める適用基準	当該年度納期未到来の所得割額の 5 割	障害者手帳

別表第 2(第 3 条関係)

区 分	前年中合計所得金額
控除対象配偶者及び扶養親族がない場合	82 万円以下
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数が 1 人の場合	164 万円以下
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数が 2 人の場合	246 万円以下
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数が 3 人の場合	328 万円以下
以下 1 人増すごとに 82 万円増	